

チベット旧社会の村落構造をめぐって ——ダライ・ラマ政権の村落支配——

大川 謙作

Village structures in traditional Tibetan society: On the rural rule of the Dalai Lama's government

OKAWA Kensaku

Abstract : The aim of this study is to determine the relationship between village structure and the rule of the Dalai Lama's government in rural Tibet, which was collapsed because of the "democratic reform" introduced by the People's Republic of China in 1959. Previous studies on Tibetan social history tended to pay a great deal of attention to the village typology in Tibet, which was based on their estate ownership. However, very little has been discussed the typology of the Tibetan villages based on their actual internal structure. I have used of *Zangzu Shehui Lishi Diaocha* (The Reports of the research on Tibetan society and history), which was based on field researches conducted by Chinese sociologists in 1950s — an important corpus of information on social life in rural Tibet. The author uses this information to attempt a reconstruction of the internal structure of two government villages and discuss the nature of the rule of Dalai Lama's government in rural Tibet, especially in the first half of the twentieth century. Some previous studies premise that government villages in traditional Tibet were autonomous villages. However, the author's study shows that this was not the case in reality. The study found that government villages in Tibet include both the autonomous village and the manorial estate and proved that earlier studies tended to neglect internal diversity in government villages. Through this reconstructive work, it becomes clear that the distinction between manorial estate villages and autonomous village is critical for understanding the natives' point of view. Based on these findings, the author argues that the nature of the rule of the Dalai Lama's government in rural Tibet was a mixture of rigid, feudal-like superficial principle and fluid, practical, and laissez-faire operation of that principle.

關鍵詞：西藏社會史，莊園制度，身分制度，達賴喇嘛政權，村落結構

Keywords : Tibetan social history, Estate system, Social stratification, Dalai Lama's government, and Village structure

1 はじめに

1959年に新中国の民主改革によって崩壊したダライ・ラマ政権統治下の中央チベット社会、所謂「チベット旧社会」¹の実態については今日もなお知られるところが少なく、困難な研究領域であるといつてよい²。筆者はこうしたチベット旧社会の社会構造を明らかにしようとする試みを「チベット社会論」と命名し、その研究を推進してきた³。本稿は、こうした筆者のチベット社会論研究の一環として、チベット旧社会における村落構造について考察し、またその知見をもとにダライ・ラマ政権の村落統治の特質についての予備的な考察を行うものである。

2 チベット旧社会の村落構造

2.1 「三大領主」と荘園モデル

チベット旧社会の村落構造について考える際、もっとも重要なことは、そこに複数の異なったタイプの村落が存在していたという事実である。したがって最初に必要な作業はチベット村落の諸類型を概念的に整理しておくことである。この点を明快に指摘したのはチベット社会論の先駆的研究をなしたゴールドスタインである⁴。だが後述する通り、その村落類型論は問題含みのものであり、本稿の目的の一つはゴールドスタインの村落類型論に対する批判と代案

¹ なおこの「旧社会」という表現は新中国による「解放」以前の社会を指す用法ではあるが、筆者はそうした解放史観を無批判に受け入れているわけではない。だがより客観的と思われる「ダライ・ラマ政権統治下の中央チベット社会」という表現はやや煩瑣であるため、本稿では簡便な「旧社会」を主として用いることにする。また社会構造という観点からすると、チベット旧社会の終焉は新中国が解放の年とする1951年ではなく1959年になり、その意味では筆者の立論と新中国による旧社会の定義にもズレがある。こうした解放史観の問題点については拙稿（大川 2015）を参照。

² ダライ・ラマ政権についての研究は史料上の関係から政治史に偏っており、その社会構成についての研究は乏しかった。政治的な理由からチベット語の行政文書の使用が厳しく制限されている状況下、文献学者よりもむしろ人類学者たちのオーラル・ヒストリー的アプローチに基づく研究がそうした社会構成史研究の中心をなしていた。その中心的な業績としてゴールドスタインの聞き書きによる再構成歴史民族誌（Goldstein 1968）がある。この間の事情については（大川 2010ab）や（Okawa 2014b）に詳しい。

³ チベット社会論と関わりのある筆者の既往の研究として（大川 2007）や（Okawa 2014a, 2016abc）がある。

提出であると言ってもいいだろう。

ところでチベット語の同時代概念においても、村落の類型を示すような表現が存在していた。それは「シュン・ゲル・チュー・スム (gzhung sger chos gsum)」という表現である。これを逐語訳すると「政府 (gzhung)、貴族 (sger)、僧院 (chos) の三つ (gsum)」という意味になる。この三つの主体すなわち政府、貴族、僧院はそれぞれに耕地を保有しており、それらはこの分類に対応するかたちで、それぞれ「シュンシー (政府領、gzhung gzhis)」、「ゲルシー (貴族領、sger gzhis)」、「チューシー (僧院領、chos gzhis)」⁵と呼ばれていた。このように、ダライ・ラマ政権下の中央チベットにおいては、その耕地のすべてあるいはその殆どはこの三つの主体のいずれかに属しているという発想が存在していた。その意味において、この表現すなわち「シュン・ゲル・チュー・スム」は旧社会における三大領主を示す表現と読むことも可能である。なお、ゲルシー (sger gzhis) という単語は貴族領という意味の他に私領 (非政府領) という意味を持ち⁶、このことを図示すると以下ようになる。

政府領 (gzhung gzhis)	貴族領 (sger gzhis)	僧院領 (chos gzhis)
政府領 (gzhung gzhis)	私領 (sger gzhis)	

この理解を前提として、次に問題となるのが、上では暫定的に「～領」と訳した「シー (gzhis)」という言葉の由来となっている「シーカ (gzhis ka)」なる概念である。この単語はチベットに関する漢語文献では「庄园 (zhuang yuan)」と訳され、また英語文献においては斉しく estate あるいは manorial estate と訳されている。研究史において、シーカは日本語でいう「荘園」と訳されまたそのように理解されている概念であると言えよう。チベット研究において、ダライ・ラマ政権統治下の旧社会をして荘園制社会とする観点は広く共有されていると言ってよいが⁷、その荘園という単語に対応するチベット語の在地概念が

⁴ 「チベットの社会構造と社会過程を理解するためには、そこにおのおの異なったタイプの諸村落が存在し、またそれら村落の内部におのおの異なった生得的身分が存在することを理解しておくことが決定的に重要である」(Goldstein 1971a: 1)。ここでゴールドスタインは、村落類型と身分類型の二つについて考察することの必要性を述べているのだが、本稿では前者の村落類型に議論を集中する。後者の身分類型すなわちチベット旧社会における領民層の類型については拙稿 (大川 2007) を参照せよ。

⁵ 僧院領については mchod gzhis という綴りも存在する。またシー (gzhis) とは、本稿で中心的に議論することになるシーカ (gzhis ka) のことである。

⁶ つまり、ゲルシー (sger gzhis) という単語は貴族領のみを指すこともあれば、貴族領と僧院領の双方を含む概念としても用いられることもあった。

このシーカ (gzhis ka) なる言葉である。もちろん、現代日本語の「荘園」という単語には様々な含意があり、また歴史的にもさまざまな意味合いで用いられてきた単語であるため、このような単語を分析概念として用いることには細心の注意が必要となる。例えば日本史の文脈で「荘園」という時には、主として国家に直接は属さない私的所有の所領のことを指すことが多く、このケースでは荘園という単語は「所領の所有者」によって区分される概念としての意味合いが強い。他方、ヨーロッパ史の文脈で荘園といった場合には、その耕地が領主直営地と農民保有地に二分されている所領を意味することが多く、所有者ではなくむしろ耕地構造の特性によって定義される概念という含意が顕著である。そして、後に詳述する通り、チベット語のシーカは、この後者すなわち耕地構造の類型として用いられていた概念であり、前者のような所領の所有者の類型としての概念ではない。本稿でもチベット語の概念を重んじて、これ以降は暫定的にシーカを「荘園」と訳すことにするが、それは日本語の荘園という単語の持つ上述の二つのニュアンスのうち後者のニュアンスを重んじての訳語選択である。

ここで興味深いのが、では旧社会における村落がすべてシーカすなわち荘園であったのか、という問題である。例えば、現代中国におけるチベット史の公定史観を示した著作である『西藏歴史地位辨』においては、旧社会の中央チベットの耕地の99.7パーセントが上述のシュン・ゲル・チュー・スムに所属する「荘園」であり⁷、自営農民の耕す耕地はわずか0.3パーセントで、チベットの周縁地帯にのみ存在するとされている（王貴ほか 2003：460-461）。これは中央チベットの耕地はほぼすべて荘園であるという理解といえるだろう。対して、欧米のチベット社会論研究の先駆者である人類学者ゴールドスタインは、旧社会の耕地に占める荘園の割合は62パーセントとしており（Goldstein 1989: 3）、これに従えば旧社会の耕地の38パーセントは荘園ではないということになる。

この違いは大きなものであるが、種明かしをすれば背景にあるロジックは単純なものである。ゴールドスタインによるこの62パーセント（あるいは38パーセント）という数字は、高名な親中派ジャーナリストであるイスラエル・エプ

⁷ 例えばチベット旧社会をして estate society と類型付けられるとしたリンジン・タルゲーの議論（Rinzin Thargyal 1988）など。

⁸ その内訳は政府領が38.9パーセント、貴族領が24パーセント、僧院領が36.8パーセントとなっている（王貴ほか 2003：460）。これはチベット旧社会が崩壊した1959年時点の統計によるとされている。こうした数字の詳細がどこまで信頼できるかは疑問であるが、大まかなところを示していると読むことはできよう。

スタインが中国側史料を特権的に使用しながら書いたとされる、共産党統治下のチベットの発展を大いに讃えるプロパガンダ的傾向の顕著な著作において、旧社会の耕地の比率として政府領38パーセント、貴族領25パーセント、僧院領37パーセントという数字⁹をあげていること（Epstein 1983: 406）が根拠となっている（Goldstein 1989: 3）。つまり貴族領と僧院領の合計が25プラス37すなわち62パーセントで、これが荘園の占める割合であるという計算である。逆にみれば政府領38パーセントを全体から引いた62パーセントと言ってもいい。ここから、ゴールドスタインのチベット村落に関するある前提が明らかになる。その前提とは、私領（貴族領と僧院領の総称で、すなわち政府領ではない村落）はすべてが荘園であり、逆に政府領はすべて荘園ではない¹⁰という発想である。このようなゴールドスタインの理解をまとめると以下ようになる。

政府領 (gzhung gzhis)	貴族領 (sger gzhis)	僧院領 (chos gzhis)
非シーカ型村落	シーカ (gzhis ka) = 荘園	

だがこの二つの理解、すなわち旧社会の村落のほぼすべてがシーカ＝荘園であったという『西藏歴史地位辨』の理解と、私領（すなわち貴族領プラス僧院領）のみがシーカ＝荘園であったというゴールドスタインの理解は、ともに怪しいものがある。ここで試みに、建国間もない新中国が、1950年代に、少数民族地域の実態把握と民族政策立案のために派遣した大規模調査チームによるチベット調査の報告書である『藏族社会歴史調査』¹¹を見てみよう。例えばラサから西北に位置するメトクンカル・ゾンには、1950年代の段階で82の村落があり、そのうち53はシーカと呼ばれており、29はシーカとは呼ばれない村落であったという記述がある（西藏社会歴史調査資料叢刊編輯組 1987: 59）。つまりこの地方では約35パーセントの村落は荘園＝シーカではなかったということになる。ちなみにこの非荘園型の村落を総称する名称が何であったか、そもそもそのようなカテゴリーが言語的に存在したかは現時点では筆者にはやや判然としないの

⁹ なおこの数字は上述の『西藏歴史地位辨』の数字（注8）とほぼ一致している。

¹⁰ 興味深いことに、ゴールドスタインはその博士論文において、政府にもその行政官のために用意されている職田としての「荘園（シーカ）」があることを報告している。ただしそれは量的に少数であり、あくまでも非荘園型の村落こそが政府の富の源泉であったはずだ、というやや苦しい解釈によって、この「政府荘園」の存在の重要性を否定しようとしている（Goldstein 1968: 104-105）。

¹¹ この調査報告のチベット社会論における位置づけや独特の史料的価値については（大川 2007, 2010b）や（Okawa 2016b）を、またこの史料についての筆者による解題は（大川・小林 2016）を参照せよ。

だが、トンセブ (grong gseb) という単語がそのような用例で使われていた可能性が高いと考えている¹²。メトクンカル地方におけるシーカとトンセブ (非シーカ型村落) の比率については、シーカの方がかなり大きかったことは間違いないが、これはあくまでも地方によって異なるため一般的なことは言えない。さてここで注意が必要なのは、このメトクンカル地方における上述82の村落 (53のシーカと29のトンセブ) のうち、政府領はわずかに7つに過ぎず、残り75は私領であったという記述である (西藏社会歴史調査資料叢刊編輯組 1987: 59)。これをまとめると以下の表になる。

莊園 (シーカ)	非莊園型村落 (トンセブ)	合計
53	29	82の村落
私領 (貴族領と僧院領)	政府領	
75	7	

この表が示すことは、私領であっても莊園型ではなくシーカと呼ばれない村落が存在するということである。次にその逆のケース、すなわち政府領だがシーカと呼ばれる村落が存在するかどうかという問題がある。これについても『藏族社会歴史調査』の記述が参考になる。同じメトクンカル地方の事例だが、そこにはルンポ莊園、カンチ莊園、リンチェンカンカル莊園など、多くの莊園＝シーカと呼ばれる政府領が存在していたことが記載されている (西藏社会歴史調査資料叢刊編輯組 1987)。政府領はすべて非莊園型村落であり、私領はすべてシーカ＝莊園であるという初期ゴールドスタインの仮説は成立しない、ということは明らかであろう。

ではこのような誤解は何に起因するものであろうか。紙幅の関係上詳述はできないが、ゴールドスタインのチベット社会論のスタートはインドのチベット難民入植地での調査によっている。難民キャンプにおいて彼はギャンツェからインドをつなぐ交易ルート上に位置する政府領のサマダ村出身者が多数集住していることに気づき、この旧サマダ村住民をインフォーマントとしてその村落構造を再構成した (Goldstein 1968)。ここで重要なのが、サマダ村が政府領村落

¹² チャリクワ・ロサン・ナムギェ氏、インタビュー (ラサ、2006/8/25)。チャリクワ氏はもとダライ・ラマ政権の官僚貴族で、莊園管理の実務を担当した経験がある。また (Goldstein 1968: 40, 1971a: 2) なども参照。トンセブという単語は、現代語としても旧社会の口語としてもまったくの日常語であり、「田舎」や「村落」というきわめて広い意味で用いられていたし、今も用いられている。それと同時に、この単語にはより特定の非莊園型村落を指す用法もあったというのが筆者の仮説である。

であり、かつまたシーカと呼ばれないタイプの自治村落であったということである。ゴールドスタインは自らがもっとも中心的に取り組んだ村落が政府領であり、かつ（たまたま）シーカと呼ばれないタイプの村落でもあったため、ここから政府領はすべて非シーカ型村落で、逆に私領はすべてシーカであるという想定にいたったということだろう。実際に、私領においては莊園型（シーカ型）村落が多く、政府領においては非シーカ型村落が多いということが全体的な傾向として存在していたことも確かであり、また先に述べたように莊園とは私的所有の土地であるという研究上の用語法も存在することから、ゴールドスタインの想定はさほどの外れとまでは言えないかもしれない¹³。むしろゴールドスタインの過ちは、三大領主を示すシュン・ゲル・チュー・スムという旧社会において実在していた分類図式と、シーカ型村落と非シーカ型村落というこれもまた旧社会に実在していた別種の分類図式の二つを強引に対応させることで、極めて整合的で整然としたチベット村落像を構築してしまったことである¹⁴。我々はそれゆえ、こうした理念的な図式ではなく、より個別具体のチベット村落の内実、すなわち莊園と非莊園型村落の実態について考察していかなければならない。

2.2 旧社会における「莊園」

ここまでは莊園（＝シーカ）と村落（＝狭義のトンセプ）という表現の形式上の区別を問題にしてきたが、それではこの莊園＝シーカと非シーカ型村落（あるいは自治村落）¹⁵は、具体的にはどのように区別されていたのであろうか。それは村落の耕地構成によっている。チベット旧社会は莊園制社会であるという評価は確固として存在し、またその莊園制度がヨーロッパのそれと類似しているという感想もよく聞かれるところである。例えばチベット学者のスタンは、著名な西洋史家たちの名前をあげながらこう述べる。「ホイジンハ、マルク・

¹³ 例えばラサ近郊のトゥンカル・ゾンにおいては72の村落のうち政府領は4村落のみであるが、この4村落はすべて「差民集落」とすると『藏族社会歴史調査』にある（西藏社会歴史調査資料叢刊編輯組 1987：3）。「差民集落」という漢語は非シーカ型村落を指す用語として用いられているので、この地方のケースでは政府領はすべて非シーカ型である。

¹⁴ もちろんこれは信頼すべき史料も限られている中から、オーラルなデータをもとにチベット社会論をほぼゼロから構築しなければならなかった当時の状況からすると十分に理解可能なことである。

¹⁵ 村落あるいはトンセプという表現は、如上のように多義的である。混乱を避けるため、本節以降では狭義のトンセプすなわち非莊園型の村落については、その実態にもとづき「自治村落」と称することにする。

ブロック、リュシアン・フェーブルなどの書物を読むと、チベット学者であれば、絶えずその余白にチベットの類似の事例を書きこむことができそうな気になる」(スタン 1993: 371-372)。こうした類比はあまりにも単純なものではあるのだが、それでもこうした語りが容易に流通するほどにはチベット旧社会の村落と西洋中世村落(それ自体、一般的にイメージされた俗流の西洋中世村落像ではあるのだが)との類似が目立ったことも事実であろう。その類似点とはまさに荘園＝シーカ型村落の耕地構造である。レーニンの『ロシアにおける資本主義の発展』における賦役経済の定義を見てみよう。

【こ】の経済制度の本質は、農業の所与の単位、すなわち所与の世襲領地の総ての土地が旦那の土地と農民の土地に分かれていたことにあった。
(レーニン 1952: 239)

この『ロシアにおける資本主義の発展』は、1950年代に、中国共産党のチベット工作委員会が内部勉強会で使用したテキストであり、上述で引用した一節をチベット村落の現実にあてはめていこうとする傾向が1950年代の新中国によるチベット社会調査の報告から見てとることができる。その意味でこのレーニンの一節こそは、現代中国におけるチベット旧社会観を規定する大きな根拠の一つと推測される¹⁶。このように耕地が荘園直営地(「旦那の土地」。以下、直営地)¹⁷と農民保有地(「農民の土地」。以下、保有地)に二分されており、領民たちが荘園直営地で無償労働を行うことによって、その見返りとして保有地の占有を安堵されているという構造はまさにチベット旧社会における荘園＝シーカ型村落の基本構造であり、またこの構造こそが西洋中世の荘園やロシアの賦役経済の理念型とチベット荘園＝シーカとの類似点である。この直営地を指すチベット語として筆者が『藏族社会歴史調査』で確認しているのはゴシン(ngo zhing)¹⁸、ゴシー(ngo gzhis)¹⁹、チャクデブ(phyag 'deb)²⁰、シーカ(ghis ka)²¹である。図式的ではあるが、ごく簡潔に補足すれば、直営地からの収穫は全て荘園

¹⁶ 郭冠忠の回想(1999: 395)を参照。1950年代にチベット工作委員会の政策研究室にあって「解放」初期の社会調査とその資料整理＝解釈に大きなイニシアティブを握っていた郭はチベット旧社会をしてレーニン式の賦役経済社会とみなしており、この郭の解釈は、同じく1950年代にチベット社会の調査研究に従事した李有義や劉忠らのより繊細なチベット社会論よりも強く今日の中国のチベット旧社会イメージに影響を与えている。

¹⁷ 一般には領主直営地もしくは領主自営地(demesne field)と言われるものだが、チベットで領主にあたるものはそのイメージに近い貴族だけでなく僧院やチベット政府などの非人格主体も含むため、ここでは荘園直営地とした。

の収入（すなわち領主の収入）となるのだが、その直営地を耕すのは保有地を安堵されている領民（mi ser）²²たちである。つまり領民たちは直営地と保有地の双方を耕しており、そのうち保有地からの収穫は自らのものとして保持してこれによって生計を立て、領主がその保有地を安堵してくれた見返りとして直営地をほぼ無償で耕す義務を負うことになっていた、というのがチベット荘園における労働と生産物の流れの理念的な構造である。これはまさにレーニンの賦役経済のモデルそのままであり、筆者が旧チベットにおけるシーカを暫定的に「荘園」と訳すことの根拠もここにある。もともと、現実においては、荘園型村落においても荘園の領民だけでは必要とされる労働力をまかなうことができず、多くの外来民を活用した雇用労働がチベット村落の経営において不可欠になっているという事実が『藏族社会歴史調査』の報告からは観察される。その意味においては賦役労働と雇用労働の併用が広く存在しており、純粋な賦役経済モデルはチベット旧社会においては成立し難いというのが実情であるが、こうした観点はゴールドスタインや『西藏歴史地位辨』に代表される欧米および中国の先行研究が見落としているところである²³。

いずれにせよ、このように領主の土地と農民の土地とが存在し、かつ領民たちへの土地占有の安堵と無償労働を交換条件とする図式は荘園制度に特徴的な賦役経済と呼ぶうるもので、これをチベット荘園制と呼ぶことも十分に可能であろう。ではあるが、すでに述べたとおり、チベット旧社会には、こうした荘園型の村落に対して、シーカと呼ばれない自治村落も一定の割合で存在していた。それゆえチベット旧社会に荘園制と呼ぶうる制度が部分的に存在したことは事実であるのだが、チベット旧社会が全体として荘園制社会であったとすればこれは不適切である。またこの荘園型村落と自治村落の併存を指摘したゴ

¹⁸ 領主（ngo）の耕地（zhing）。

¹⁹ 領主（ngo）の荘園（gzhis）。

²⁰ チャク（phyag）は手の敬語で、デブ（'deb）は植える・耕すという意味なので、「領主がお手ずから耕される土地」の意味。

²¹ シーカはこれまで見てきた通り、直営池と保有地がともに存在するようなタイプの耕地を指す総称でもあるのだが、直営地そのものを指すという狭い用例も存在した。つまりシーカには広義（荘園）と狭義（荘園の構成要件である直営地）の用例があることになる。荘園（シーカ）とは直営地（シーカ）を含むような村落であるとも言えるだろう。

²² ミセー（mi ser）はチベット社会史における最も基本的な身分概念であり、その定義をめぐっては様々な議論が存在する。さしあたっては大川（2007）を参照せよ。

²³ だが紙幅の関係から本稿でこの点について扱うことはせず、別稿で論じることとしたい。なお（Okawa 2016c）は暫定的にだがこの外来民の問題について論じたものである。

ルドスタインは、「荘園＝私領」で「自治村落＝政府領」であるという図式を提唱したが、これが成立し難いことについてはすでに述べた。以下ではその議論をさらに進め、政府領²⁴の中にも自治村落型と荘園型の双方が存在することを、実例とともに示す事としたい。

2.3 政府領における自治村落と荘園

2.3.1 自治村落サマダ村の構造

まず自治村落の代表としてここでとりあげるのは政府領のサマダ村である。これはゴールドスタインがその博士論文においてその構造を再構成した、シーカと呼ばれないタイプの村落である²⁵。サマダは旧社会においてはギャンツェ・ゾンに属する政府領の村落であり、ラサからインドへ抜ける国境越え交易ルートに位置している。街道沿いの村であるために旧社会の記録においても複数の旅行者たちがこのルートを通る過程でサマダ村について言及しているが、とりたてて旅行者の関心を引く場所ではなくて単に通り過ぎていくだけのところのようである²⁶。

この村の構造は単純であり、耕地面積は不明であるが1000ケー²⁷を超えると推定される耕地²⁸があり、これを8戸40人の正式な村メンバーである税戸（テーパー *khral pa*）²⁹たちが占有して管理している。この村の耕地には直営地と保有地の区別がなく、政府から派遣された領主代理人なども存在しない。サマダはその直接の上級機関であるギャンツェの地方政府およびそのさらに上位に位置する

²⁴ 私領についてはすでに（Okawa 2014a）で二つの貴族荘園について論じた。本稿の事例分析については政府領に限定するが、ここまで繰り返し述べたように、筆者は政府領と私領という区別はさほど重要なものとみなしていない。事実、本稿で議論されるルンボ荘園の構造は拙稿（Okawa 2014a）で論じた貴族荘園とほぼ同型である。

²⁵ 以下、サマダ村の構造については（Goldstein 1968, 1971a）から筆者要約。

²⁶ 例えば戦前に関東軍の特務機関に属していた野元甚蔵が、1939年にモンゴル人に偽装してインド経由でチベット入りした際にサマダを経由している（野元 2001：108）。インドのカリンボンを出発して10日目にサマダを通過し、12日目にはギャンツェに到着している。また1947年にイタリアの碩学トゥッチがチベット政府の許可のもとにチベット入りした際にもこの村を通過している（トゥッチ 1992：67）。

²⁷ ケー（*khal*）は複数の意味を持つ複雑な単語だが、一義的には穀物の容積を示す単位であり、チベットの主要穀物である大麦の場合は1ケーの大麦を重量で示すと約14キロになる。この単位は耕地の広さを示すものとしても使われ、その際には1ケーの大麦を播種できる広さを示すことになるが、農業技術の未発達であった旧社会においてはこれは地味などの条件によってきわめて激しく変動する。それゆえ「1ケーの耕地」というとき、それは面積を示す表現ではないことに注意（cf. Surkhang 1984）。

ラサのチベット政府それぞれに対して納税義務がある。そしてこの納税義務は、個々の世帯ではなく、村が全体でひとつの単位として負担することになっている。負担の割り当てはカン (rkang) と呼ばれる徴税ユニットの割り当てによっており、この村は全体で14カン持ちの村とされている。それぞれの家がそのカンに応じた負担を行い、例えば3カンを持つ家はサマダの納税義務の14分の3を負担する。こうした村への負担の割り当ては、8戸のテーバの家長によって構成される村落会議によって按配されていた。なおここでいう税 (khral) の負担とは、生産物の抛出のみならず労働力や貨幣の抛出をも含む。例えばサマダ村がチベット政府に対して負担する義務のうち重要なものとして、荷駄獣や人夫を抛出してウラー ('u lag) と呼ばれる運輸を担当するというものがある。

ところでチベット旧社会の素朴な技術水準のため、このように広大な土地をわずか8戸40人で耕作できないことは容易に想像できるだろう。実はサマダの人口は300人程度で、40名ほどのテーバの他に、75戸250人ほどの小戸 (トゥーチュン dud chung)³⁰が居住していた。これらの小戸たちは、本来は別の地方の領主に属する領民であるのだが、ミボー (mi bogs) と呼ばれる人身賃借費をもととの領主に支払うことによって移動の自由および職業選択の自由を得て故地を離れサマダ村に住み着いている外来民であり、こうした者たちを総称でやは

²⁸ この村はカン (rkang) という徴税ユニットで14カン持ちとされており、そのうち1.75カン (すなわち村の徴税負担の8分の1) を割り当てられているノパ家の耕地が約650ケーであったという (Goldstein 1968: 64)。そこでこれを8倍した5200ケーが村落全体の播種可能穀重量となるはずだが、この数字は人口300人程度の村のものとしてはやや過大であるように筆者には感じられる。ケーとカンの対応関係は様々論じられてきたが、納得いく回答は存在しない。例えば旧チベットでの生活経験を持つチャールズ・ベルは1カンを約40ケーとし (Bell 1994: 301)、また旧社会で貴族スルカン家の使用人として荘園管理の実務に当たっていたデトン・オンドウ・ドルジェの推定では1カンは60ケーから120ケーの間で、平均約80ケーとなる (bka' zur bde grong 1999: 33)。だがゴールドスタインの上記のノパ家のケースだとこの村では1カンはなんと370ケーほどにもなる。それぞれ信頼に値する情報源がこれほど異なった数値を示す理由は、そもそも徴税の割り当て単位であるカンと穀物容積であるケーという二つの異なった発想に基づく単位を、さらにまた異質の面積という単位を念頭において機械的に対応させようとするという行為そのものが誤っているからだが、この点については今後の課題としたい。

²⁹ 「税 khral を負担する者」というのが原義であるため、筆者はこれを「税戸」と仮に訳している。これは本百姓に相当するグループであり、土地の占有を認められ、中には大規模な耕地経営を行う富裕な世帯もある。テーバを含む領民の社会階層については大川 (2007) などを参照。なお本稿では khral を暫定的に「税」と訳すが、厳密にはこの概念は租税と地代の双方を含み、さらには時として僧院への慣習的な無償労働などを意味することもある広い概念であることを付言しておく。

³⁰ トゥーチュンもまたチベット旧社会における領民階層の一つである。詳しくは大川 (2007) を参照。

りミボーという³¹。サマダの正式メンバーである40名ほどの税戸たちによる村落会議はこの250人ほどのミボーを契約ベースで雇用して土地を耕させており、この人口比から見てもわかるとおり、こうした自治村落においてはミボーのような外来労働者の雇用は村落経営にとって不可欠であった。この契約は通常毎年更新される。つまりこうした外来労働者をどのように活用するかは税戸たち正式村メンバーの経営者としての力量にかかっており、契約ベースでの取引以外の経済外的強制によってミボーをコントロールすることはできない。

以上の簡単な記述が意味するところは、サマダのような自治村落において耕地は、ミボーへの又貸しなどによって一見複雑化されているように見えても、実際にはきわめて単純に村の正式メンバーである税戸たちの占有物としてのみ存在し、荘園＝シーカのように領主の土地と農民の土地といった区分がそこに存在しないということである。徴税の単位が村ベースであって個々の世帯や個人ベースではない、ということもこのような構造と関係しているだろう。サマダは政府領であるが、政府は村落の経営に介入することはなく、すべてが村落会議の自治にまかされている。納税義務が果たされている限りにおいて、村人たちは例えば自由に村を出て巡礼や行商を行うことができ、その点で領民たちの土地への緊縛が条件となる荘園型村落とは大きく異なっている。次に同じく政府領ではあるが、これと対比的な構造を示す荘園型村落の事例を分析してみよう。

2.3.2 ルンポ荘園の構造

ここで取り上げるのは政府領ではあるが荘園＝シーカと呼ばれていたメトクンカル地方のルンポ荘園の事例である。この村落は、荘園と呼ばれていたことからわかる通り、その耕地タイプにおいて直営地と保有地の区別を持っていた。以下、1950年代の調査に基づいた『藏族社会歴史調査』の記述を元にその構造を再構成してみよう³²。

まず土地構成を見てみると、ルンポ荘園には295～325ケー程度の直営地と、それを耕す義務を負った領民たちが生計を立てるために安堵された120ケーほどの土地すなわち保有地が存在する。ここまではレーニンが想定する賦役経済の理念型に合致する構造となっている。だが興味深いことにこのルンポ荘園で

³¹ ミボーについては（Goldstein 1971b）を参照。

³² 以下ルンポ荘園の構造については（西藏社会歴史調査資料叢刊編輯組 1987）のルンポ荘園の項より筆者による再構成。

は、そして実はチベットにおける荘園型村落のほとんど全てにおいては、この直営地と保有地に加えて、ラサにあるチベット政府への税を負担する耕地が存在する。ルンポ荘園の場合この最後の耕地は500ケーほどになる。この最後の数字は重要であり、直営地と保有地という荘園制モデルの構成要件である二つの耕地を足した数よりもさらに大きな土地が荘園内に存在することになる。また興味深いことに、このルンポ荘園はチベット政府から村人のひとりであるユンテンなる領民にリースされているということである。ユンテンはミサー (miser) と呼ばれる領民階級の者ではあるが、ルンポ荘園においてはその父の代よりあたかも荘園領主のようにこの荘園を世襲で管理経営しており、政府へは定額のリース代 (直営地1ケーにつき年ごとに穀物1ケー) を払っている。しかもこの地位は世襲のものであり、その意味でユンテン家族はあたかも在地の領主貴族のような存在である³³。この荘園の額面上の直営地は295ケー (実際は325ケー前後) であるため、ユンテンは毎年295ケーの大麦を支払うという契約を書面上は結んでいるものの、実際には1950年代の調査時にはこれは貨幣に換算されており、295ケーの大麦に相当する額の現金 (約1000サン) を支払うことになっていたという³⁴。

次に住民構成について見てみると、保有地からの収穫で生計を立てている領民が8戸ほど存在し³⁵、彼らは保有地を安堵されている代償としてユンテンの直営地を無償で耕作する義務がある。だが、この8戸だけでは労働力としては不足している。ユンテンの立場からすると、彼はまず自らの家族と同居するナンセン³⁶と呼ばれる家内労働者9人を活用しつつ、そこにこの8家族の労働力

³³ こうした事例は多い。例えばメトクンカル地方に存在した7つの政府領のうち、チベット政府が領主代理人を派遣して直接統治を行っているのはわずか1つである。ルンポ荘園を含めた5つの村は領民にリースされており、残り1つは領民と地方僧院に半分ずつリースされていた (西藏社会歴史調査資料叢刊編輯組 1987: 66)。もっともこれは特にメトクンカル地方の特性である可能性もある。同地は荘園領主たちの領民支配がもっとも弛緩している地域であると思われるが、この件については別稿の課題としたい。

³⁴ こうした「古文書の中のフィクション」問題はチベット旧社会に遍在する事実であると思われる。チベット社会論において、『藏族社会歴史調査』や人類学者による聞き書きに基づく再構成民族誌を有効活用する必要性はここにもある。

³⁵ 彼 (女) らの名称として『藏族社会歴史調査』に記載されているのはナンテーバ (nang khral pa) である。この概念については (Okawa 2014a) を参照せよ。

³⁶ このユンテン家のナンセンには耕地での単純労働のみならず、保有地農民が抛出する労働力を差配する役割を担っていたレーブン (las dpon) すなわち労働親方と呼ばれるナンセンが含まれていたことは間違いない。ナンセンやレーブンについては (大川 2007) や (Okawa 2016b) などの拙稿を参照せよ。

を加えて直営地の経営を行っている。その上でウンテンはこの荘園に居住するフリーランスで働く8戸の外来戸³⁷を単年契約ベースで雇用して労働力不足を補っている。この直営地からの上がりからラサのチベット政府に1000サンを支払った残余がウンテンの収入となる。一方で、上述したように、この荘園にはウンテンの支配から独立したラサの政府に納税する義務を負った500ケーの土地が存在するのだが、それを占有している4戸の領民が存在する。この4家族のうちルンポ荘園の領民であるのは1家族のみで、3家族は他の土地に自らの領主を持つが、その領主に対しては人身賃借費（ミボー）を払うのみの関係である。この4家族はウンテンとは特段の交渉を持たず、ラサのチベット政府から直接この土地を安堵されており、その代償としてラサ政府に対する貢納義務を負っている。またこの4家族で耕すには500ケーの土地は大きすぎるため、家族外労働力が活用されている。まずは4家族のうち2家族はそれぞれに専従する外来民家族をかかえており、この2戸の労働力に加えて、先述のフリーランスの8戸の外来戸の労働力を（ウンテンと競合する形で）単年契約ベースで雇用して労働力の不足を補っている。この4家族の耕地は上のサマダ村の正式な村メンバーと同じく自治村落的な様相を呈しており、この4家族はチベット政府への貢納義務さえ果たしていればその日常生活に対して政府やウンテンからの介入を受けることはない。

この荘園における領主は実質的にはウンテンであるが、彼は貴族身分ではなく、現代中国においてしばしば「農奴」と訳されるミセー身分のものである。チベットにおけるミセーの含意はかなり多様な存在を含むと言っている。またこの荘園の保有地で暮らしを立てる8戸の領民は、ウンテンの直営地を耕す義務を負っているが故に土地に緊縛された存在であり、その意味で領主制経済の典型と言える存在であり、我々の持つ「農奴」のイメージに最も近い存在である³⁸。だがこの荘園においては他に契約ベースで働く外来民が8戸、自治村落型の自由農民が4戸、この自由農民家族との専従で働く外来民が2戸あり、さらに同じ階層のウンテン家族があるため、土地に緊縛された農民の比

³⁷ この外来戸の名称として『藏族社会歴史調査』に記載されているのはトゥナム（dud gnam 或いは du gnam）である。これはチベット旧社会に存在した複数の人間の分類模式（Okawa 2014a）のどれが話者によって採用されるかによって別の名前で表現されているが、実質としては実は上述のミボーとほぼ同じ存在であるというのが筆者の仮説である（Okawa 2016c）。

³⁸ 繰り返になるが、ルンポ荘園の構造はむしろ私領の荘園と類似している。その一つの理由として推測できるのは、この荘園がかつては僧院領であって後に政府領に編入されたという経緯である。

率は半分以下ということになる。このようにルンポ荘園の構造は、自治村落であるサマダ村と比べると確かに荘園制という言葉から我々がイメージする賦役経済の理念型とも近いところはあるが、そのイメージからはみ出るところも大きい。次節ではこうした政府領村落の再構成と比較から見えてきた論点について考察したい。

3 考察

以上の考察からチベット社会論研究のための幾つか重要な論点が明らかになってきた。まずは単純な荘園制社会論をとる現代中国の理解と、政府領は自治村落型で私領は荘園型という折衷型のゴールドスタインの理解はともに問題含みのものであるということだ。政府領であってもシーカ（荘園）と呼ばれる村落は存在し、さらにその荘園の内部も単純な賦役経済の理念型からは大きく逸脱するような複雑な構造が観察されるというのが事実である。

またゴールドスタインが政府領＝自治村落、私領＝荘園型村落という誤解をしたのは、彼が在地概念あるいは民俗モデルを最大限重んじる研究方針をとっていたこととも関係する。それは政府・貴族・僧院の三大領主を示す言葉であるシュン・ゲル・チュー・スムという概念である。これは確かに旧社会に実在した在地概念であるのだが、ゴールドスタインはこの言葉を分析概念としてもそのまま使用して、この三つが単に荘園の所属という意味だけではなく、その耕地構造においても整然と区別できる構造を持っていると仮定した。だが、これはやはり旧社会についての情報が乏しい時代において進められた研究であり、数箇所の村落のみの情報からの全体的な再構成には大きな無理があった。本稿においては在地概念つまり史料概念であるチベット語そのものが論理的には不整合な形で用いられていたことを何度か指摘した（注6、12、21など）。こうした史料概念の語用論的研究は今後のチベット社会論の大きな課題となろう。本稿のごく予備的な考察から見えてきたことは、重要なことは「政府領なのか貴族領なのか僧院領なのか」という三大領主による区分ではなく³⁹、「荘園型なのか自治村落型なのか」という区分であり、さらには個別村落の構造を緻密に見極めていく作業であるということだ。

³⁹ なお本稿では政府領に議論を集中したために論じられなかったが、実際には一つの荘園の中にも政府・貴族・僧院の複数の権力関係が錯綜している。とりわけ荘園型の私領においてこの傾向は甚だしい。詳しくは複数の私領荘園の構造を再構成した（Okawa 2014a）を見よ。

また政府領の莊園型村落がその内部に直営地と自営地のみならず、ラサのチベット政府への直接貢納を行う土地を含んでいるというルンポ莊園の事例は興味深い。同じ政府領であるサマダ村においても、直接の上級機関として想定されているのはギャンツェ・ゾンというチベット政府の地方機関であるが、それとは別にラサのチベット政府へ直接の負担（その多くは荷駄獸や人夫の抛出）を行う義務がある。政府領といってもそこからの貢納が一元化されているわけではなく、政府内部にも複数の権力機関が存在し、そのそれぞれが限定された形で個々の村落と関係を取り結んでいたことが理解できよう。

ここで重要なのは、莊園型にせよ自治村落型にせよ、チベット村落統治の基本原則は放任主義であるということだ。ダライ・ラマ政権はラサのような都市部を除いては警察機構を持たず、死刑のみはラサで審議されるがそれ以外の犯罪については地方領主の裁量に任されていたなど、全領域を一元的に支配するだけの司法や治安のシステムを保有しなかった。統治者は、貢納義務が果たされている限りにおいて、領民たちの日常生活に積極的に介入することはしない。これはチベットの生態的条件とも合致したものである。広大な領域に希少な人口が散らばる旧社会において、人力は貴重なリソースであり、上位権力はあえて在地社会に介入するコストを払うだけの余裕はない。こうした自由放任主義とローコストによる統治という特徴は、実は村落構造においても看取することができる。莊園型村落と自治村落はその明白な違いにもかかわらず、同じ低コスト統治という原則の異なる二つの顕れとみなすことすらできる。例えば莊園型村落における保有地の安堵を代償とする直営地での無償労働という方式は、領主側にしてみると、保有地を安堵することによって領民たちの生存維持についての責任を領民自身に丸投げし、直営地の経営に専念できるという利点を持つ。換言すればこれは、領民たちの生存維持について面倒を見るコストを負担することなく領民たちの労働力だけを当てにすることができる制度である。その代償として領主側は自らの耕地の少くない部分を保有地として領民に占有させ、自らの土地であるにもかかわらずそこからの収穫を放棄する必要がある。にもかかわらずこのような方式が採用されているのには、チベット旧社会においては土地よりも人が貴重なリソースであり⁴⁰、土地あまりの状況においては領民を把握するために土地を犠牲にすることが合理的であったからであろう。こう考えてみると自治村落についても事情は同じであり、政府からしてみれば、耕地とそこからの収穫の一元的な把握は放棄し、むしろ一定の土地の占有を領民に認めることによって、そこからの上がりを期待するという形に

なっている。ルンポ荘園の場合は、政府としては何の労力も払わずにユンテンから毎年のリース代が入ってくることに加え、そこに配置された4戸の領民たちが政府のために人材や物資の運輸を負担してくれることになる。サマダ村の場合も同様に政府としては何の代償も払わずただ土地の占有を認めることによって村の正式メンバーたちがウラーを抛出することで広大なチベットにおける物資の輸送や人の移動といった社会的交通あるいは社会コミュニケーションを維持することができる。この徹底したローコスト運営は、技術的に低水準にありまた広大な土地に希少な人口が散らばっているチベットの生態条件に極めて適合的である。

またこのような放任主義に基づくチベット旧社会は、土地に緊縛された農民というイメージで語られがちな領主制社会とはかなり異なった社会であったことも明らかであろう。サマダ村の人口300人のうち正式な村落会議に参加する資格を持つのはわずか8家族40人にすぎず、その労働力の主体は雇用契約に基づく外来民であった。「政府領」といいながら、その人口の大多数は政府には属さない外来民によって形成されているというこの姿こそが、チベット村落のひとつの典型である。そしてこの40人の正式な村メンバーにせよ、その日常生活における上位権力の介入はほとんどなく、自治的な村落経営が行われていた。またより賦役経済に近いイメージのルンポ荘園においても、土地に緊縛されていた領民は半分以下であり、外来民や自由農民が同数以上そこに混在していた。また荘園内にはその荘園に人身的に従属していない農民が多数含まれていたことも確認された。

このようにしてみると、チベット旧社会とは、土地の支配と人の支配とが乖離した社会であり、また賦役経済と雇用経済が不均一に混在する社会であったということが理解できる。それゆえ、本稿の暫定的な結論として、チベット社会論研究の推進にあたっては、ダライ・ラマ政権を不均一な国家として捉える視点が重要であるということを指摘したい。それは地方分権と中央集権が混在し、また賦役経済と雇用経済とが併存しているような国家であり、「封建制」や「農奴制」といった単一モデルによっては把握が困難な社会であった。

⁴⁰ ベルは1928年にすでにチベット民族誌の古典において「チベットにおいて不足しているのは耕地ではなく、それを耕す人なのだ」(Bell 1994: 29)と指摘している。これは人類学的王権論の古典となった著作でタンバイアが東南アジア伝統政体について論じているのと同じ状況であり(Tambiah 1976)、その弟子であり、師タンバイアの銀河系政体論をチベットに条件付きで適用しようとしたサミュエルも指摘するところである (Samuel 1993:61)。

それゆえ今後の課題は個別の村落構造の再構成をさらに蓄積していくことを基礎作業とし、それをもとにより実情にあったチベット旧社会像を構築していくこととなろう。チベット旧社会についてはこれまで史料的な制約の故、少数のモデルから理念的な旧社会像を再構成するという研究が主流だった。その代表がゴールドスタインによって再構成された極めて整然たる構造をなしたチベット社会像であり (Goldstein 1968)、それは研究史上において重要な意義を持った。だがチベット社会論の現状はこうした理念型の構築という段階から、より具体的な事例を再構築し、個別性と具体性を取りこぼさない形で新たなチベット旧社会像を再構築する段階に立ちいたっている。本稿はそのような試みの端緒となる予備的な考察であった。

参考文献

[藏文]

bka' zur bde grong, dbang 'dud rdo rje. (1999). *sger zur khang gi g.yog nas bod kyi bka' blon khri ba bar gyi lo rgyus bshad pa*. Dharamsala: Library of Tibetan Works and Archives.

[中文]

郭冠忠 (1999). 五十年代参加西藏社会历史调查的体会. 郝时远编《田野调查实录：民族调查回忆》北京：社会科学出版社。

西藏社会历史调查资料丛刊编辑组 (1987). 《藏族社会历史调查》第一卷. 北京：民族出版社。

王贵、喜饶尼玛、唐家卫 (2003). 《西藏历史地位辨》北京：民族出版社。

[日文]

レーニン、N (1952). 『ロシアにおける資本主義の発展』(上) 大山岩雄・西雅雄 (訳) 東京：岩波書店。

野元甚蔵 (2001). 『チベット潜行1939』東京：悠々社。

大川謙作 (2007). ナンセン (*nang zan*) 考：チベット旧社会における「家内労働者」の実態をめぐって. 『中国研究月報』61 (12)：1-20頁。

大川謙作 (2010a). 現代チベット研究と代替民族誌の問題. 『社会人類学年報』

36：155-171頁。

大川謙作 (2010b). チベット社会論の探求. 『歴史と地理』 636 (『世界史の研究』 224)：56-60頁。

大川謙作 (2015). チベット「農奴解放言説」の成立：一九五〇年代における解放と改革の語りから. 澤井充生・奈良雅史 (編) 『「周縁」を生きる少数民族：現代中国の国民統合をめぐるポリティックス』 東京：勉誠出版. 56-70頁。

大川謙作・小林亮介 (2016). 民族政策史：チベットを事例として. 中村元哉・大澤肇・久保亨 (編) 『現代中国の起源を探索する史料ハンドブック』 東京：東方書店. 69-85頁。

スタン, R. A. (1993). 『チベットの文化 決定版』 山口瑞鳳・定方晟 (訳) 東京：岩波書店。

トゥッチ, G. (1992). 『チベット仏教探検 G・トゥッチのヤルルン紀行』 杉浦満 (訳) 東京：平河出版社。

[欧文]

Bell, Charles. (1994). *The People of Tibet*. New Delhi: Motilal Banarsidass.

Epstein, Israel. (1983). *Tibet Transformed*. Peking: Foreign Language Press.

Goldstein, Melvyn C. (1968). An Anthropological Study of Tibetan Political System. Ph.D. diss., Seattle: University of Washington.

Goldstein, Melvyn C. (1971a). Taxation and the Structure of a Tibetan Village. *Central Asiatic Journal* 15 (1): 1-27.

Goldstein, Melvyn C. (1971b). Serfdom and Mobility: An Examination of the Institute of “Human Lease” in Traditional Tibetan Society. *Journal of Asian Studies* 30 (3): 521-534.

Goldstein, Melvyn C. (1989). *A History of Modern Tibet, 1913-1951: The Demise of the Lamaist State*. Berkeley: University of California Press.

Okawa, Kensaku. (2014a). Land-centered Perspective: A New Way of Looking at Traditional Tibetan Society. Tsuguhito Takeuchi, Kazushi Iwao, Ai Nishida, Seiji Kumagai and Meishi Yamamoto (eds.) *Current Issues and Progress in Tibetan Studies: Proceedings of the 3rd International Seminar of Young Tibetologists, Kobe 2012*. Kobe: Kobe City University of Foreign Studies. 391-405.

- Okawa, Kensaku. (2014b). Modern Tibetan Studies and the Issue of Substitutive Ethnography. *Modern Asian Studies Review* 5: 16–28.
- Okawa, Kensaku. (2016a). A Study of *gTan tshigs*: A Genre of Land Tenure Document and its Implication in Tibetan Social History. Jeannine Bicchhoff and Saul Mullard (eds.) *Social Regulation: Case Studies from Tibetan History*. Leiden: Brill. 197–208.
- Okawa, Kensaku. (2016b). A Study on *Nang zan*: On the Reality of the “Servant Worker” in Traditional Tibetan Society. *Revue d’Etudes Tibétaines* 37: 278–292.
- Okawa, Kensaku. (2016c). A Study of *Dud gnam*: Labor Management and Outsider Laborers in Traditional Tibetan Society. Paper presented at the 14th Seminar of the International Association for Tibetan Studies, University of Bergen, Bergen, Norway.
- Rinzin Thargyal. (1988). The Applicability of the Concept of Feudalism to Traditional Tibetan Society. Helga Uebach and J. Panglung (eds.) *Tibetan Studies: Proceedings of the 4th Seminar of the International Association for Tibetan Studies, Schloss Hohenkammer, Munich 1985*. München: Kommission für Zentralasiatischen Studien, Bayerische Akademie der Wissenschaften. 391–395.
- Samuel, Geoffrey. (1993). *Civilized Shamans: Buddhism in Tibetan Societies*. Washington: Smithsonian Institution Press.
- Surkhang, Wanchen Gelek. (1984). Tax Meagerment and *Lag ’don* Tax in Tibet. *The Tibet Journal* 9–1: 20–30.
- Tambiah, Stanley J. (1976). *World Conqueror and World Renouncer: A Study of Buddhism and Polity in Thailand against a Historical Background*. Cambridge: Cambridge University Press.

大川 謙作（おおかわ けんさく）
日本大学文理学部

岩尾一史・池田 巧（編）
『チベット・ヒマラヤ文明の歴史的展開』
京都大学人文科学研究所 2018年3月刊
